羽島市家庭系ごみ有料化実施計画(案)

令和2年8月 羽島市

目 次

1	. ごみの現状と課題		
	(1) ごみ排出量の推移		1
	(2) ごみ減量の数値目標と実績		2
	(3) ごみ処理費用		3
	(4) ごみ処理の課題		3
2	. 家庭系ごみ有料化について		
	(1) 家庭系ごみ有料化とは		5
	(2) 有料化の目的と効果		
	(3) 国の動向		
	(4) 有料化の実施状況		
3	、家庭系ごみ有料化制度の内容		
	(1) 有料化の対象		
	(2) 有料化後の変更点		
	(3) 手数料負担の仕組み		
	(4) 新しい指定ごみ袋		
	(5) 手数料の設定		
	(6) 可燃ごみ手数料負担額の試算		
	(7) 粗大ごみの戸別収集		
	(8) 現在の指定ごみ袋の取り扱い		
	(9) 手数料の負担軽減措置		
	(10) 手数料収入の使途	. 1	3
4	. 円滑な実施に向けた取り組み		
	(1) 市民への周知・啓発	. 1	4
	(2) 不法投棄・不適正排出対策	. 1	4
	(3) 有料化に併せて実施する施策	. 1	5
	(4) 評価と見直し	. 1	6
-	. これまでの経緯と今後の実施スケジュール		
•	. これまでの程碑とう後の美胞スクシュール (1) これまでの経緯	1	7
	(2) 今後の実施スケジュール		
	ハムル - 1 PX Y2 → □ M性 / Y / Y		

1. ごみの現状と課題

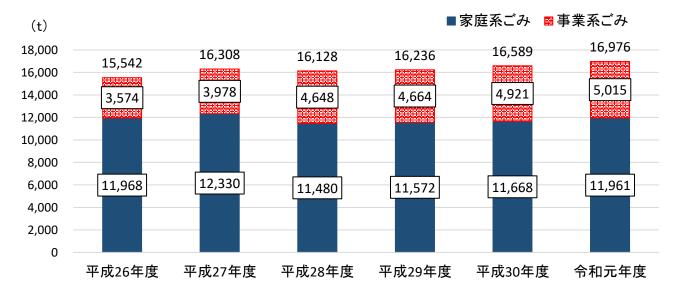
(1) ごみ排出量の推移

市で処理するごみ(一般廃棄物)は、家庭から生じる「家庭系ごみ」と事業活動から生じる「事業系ごみ」に分けられます。近年、家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量ともに増加傾向にあります(図1)。

家庭系ごみのうち、燃やせるごみ排出量は概ね横ばいで推移しており、燃やせないごみ排出量は増加傾向にあります。資源物回収量は減少傾向にあります(表 1)。

また、家庭系燃やせるごみの中には、再生可能な資源として回収されるべき紙類やプラスチック類の混入が見られ、ごみの減量・資源化の余地がまだあると考えられます(2ページの図2)。

(図1)家庭系・事業系ごみ排出量の推移

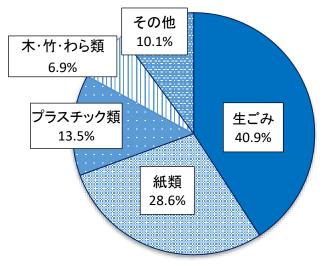


(表1) 家庭系ごみ排出量の内訳

(単位:t)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
家庭系燃やせるごみ	11,031	11,179	10,374	10,375	10,221	10,370
家庭系燃やせないごみ	937	1,151	1,106	1,197	1,447	1,591
家庭系ごみ[合計]	11,968	12,330	11,480	11,572	11,668	11,961
資源物	3,259	3,294	3,007	2,929	2,894	2,870

(図2) ごみ質分析調査の結果「家庭系燃やせるごみ]



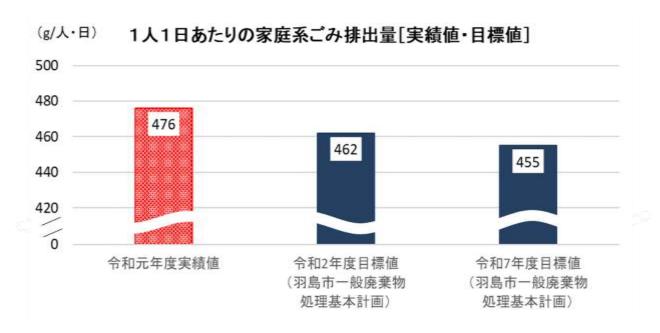
※過去3年間の平均(平成29年度~令和元年度)

(2) ごみ減量の数値目標と実績

国は、「第三次循環型社会形成推進基本計画」(平成25年5月策定)の中で、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を令和2年度に約500gとする目標値を掲げています。本市は、ごみの減量・資源化をさらに進め、循環型社会の形成を促進するため、「羽島市一般廃棄物処理基本計画」(平成28年3月策定)では、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の目標値を令和2年度には、462gとし、令和7年度には455gに設定しました。

また、国は、「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成30年6月策定)の中で、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を令和7年度には約440gとする目標値を掲げており、ごみの減量をより一層求めています。

令和元年度における本市の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は476gであり、目標値を達成するためには、さらなるごみの減量を進める必要があります。



(3) ごみ処理費用

平成30年度の家庭系燃やせるごみの収集・処分費用は、約5.9億円です。過去3年間の推移は横ばい状態です。

また、平成30年度の家庭系燃やせないごみの収集・処分費用は、約2.5億円です。燃やせないごみ排出量の増加に伴い、費用は増加傾向にあります。

ごみ処理費用の内訳

(単位:円)

	区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	3年間の平均
家庭系ごみ処理費		803,703,612	816,395,073	836,926,083	819,008,256
	燃やせるごみ収集費	152,162,040	156,275,740	161,684,853	156,707,545
	燃やせるごみ処分費	433,402,154	433,399,797	427,685,855	431,495,935
	合 計	585,564,194	589,675,537	589,370,708	588,203,480
	燃やせないごみ収集費	150,792,191	153,473,501	160,702,426	154,989,372
	燃やせないごみ処分費	67,347,227	73,246,035	86,852,949	75,815,404
	合 計	218,139,418	226,719,536	247,555,375	230,804,776
事業	- 系燃やせるごみ処理費	194,177,641	194,820,041	205,898,147	198,298,610
処	家庭系燃やせるごみ(円/t)	56,445	56,836	57,663	56,981
理単	家庭系燃やせないごみ(円/t)	197,233	189,406	171,082	185,907
価	事業系燃やせるごみ(円/t)	41,777	41,771	41,841	41,796

- ※ 燃やせるごみは、岐阜市境川の岐阜羽島衛生施設組合(構成市町:岐阜市・羽島市・岐南町・笠松町)の旧ごみ処理施設稼動停止に伴い、平成28年度以降は、 三重県伊賀市の民間施設で処理しています。
- ※ 燃やせるごみ処分費の内訳は処分費のほか、民間積替施設(江吉良町)運営費・ 民間施設までの運搬費・伊賀市への負担金となっています。

(4) ごみ処理の課題

① ごみの減量と資源化の推進

本市では、これまでに様々なごみの減量施策に取り組んできましたが、近年、家庭系ごみ排出量は増加傾向となっており、減量が進んでいない状況です。ごみ質分析調査の結果にもあるように、家庭系燃やせるごみの中には、資源物である紙類や容器包装プラスチックの混入が多く見られることから、まだごみを減量することは可能であると考えます。

現在実施しているごみの減量・資源化施策の取組状況

開始時期	施 策
平成2年度	● 廃食用油の回収開始
平成4年度	● ビン・カン・有害物の分別収集開始
平成9年度	● ペットボトルの分別収集開始
平成12年度	● プラスチック類の分別収集開始
平成13年度	● 紙類の分別収集開始
平成13年度	● 木製品・布団類の分別収集開始
平成20年度	● レジ袋削減(有料化)に向けた取組に関する協定書締結
平成21年度	● 羽島市資源物ストックヤード稼動開始
T.Doorer	● 緑ごみ(剪定枝・幹、草、葉、竹)の拠点回収開始
平成22年度	● 「容器包装プラスチック」と「その他プラスチック」の 分別収集開始
平成26年度	● 使用済み小型家電(携帯電話)の拠点回収開始
平成28年度	● 小学4年生を対象に生ごみの水切りを体験する環境教育 を開始
平成29年度	● 使用済み小型家電(タブレット、デジタルカメラ、携帯型ゲーム機)の拠点回収開始
平成30年度	● 事業系可燃ごみの有料化開始
一	● 使用済みインクカートリッジの拠点回収開始
令和元年度	● 羽島市資源物ストックヤードで、1m以内に切断していない布団の有料回収開始
ロイロノローアス	● 使用済み小型家電の民間事業者による宅配回収開始

② 負担の公平性

これまでのように、ごみ処理費用を全て税金で賄うという方法では、ごみの減量に努力をしている人もそうではない人も、ごみ排出量に関係なくごみ処理費用を負担していることになります。

現在は、ごみの減量に取り組んでいる人がメリットを実感しづらい状況にあることから、ごみ排出量に応じた費用負担の公平化を図るためにも、市民一人ひとりの減量努力が報われるような仕組みが必要です。

2. 家庭系ごみ有料化について

(1) 家庭系ごみ有料化とは

「家庭系ごみ有料化」とは、ごみの排出量に応じてごみ処理費用の一部をごみ 処理手数料として市民に負担していただくものです。

(2) 有料化の目的と効果

① ごみの減量と資源化の推進

家庭系ごみ有料化により、これまで税金のみで賄われていたごみ処理費用の一部をごみ排出者が直接負担することで、経済的動機付けが働き、ごみの減量や分別の必要性への気づきや認識が生まれ、ごみの減量や資源化を推進することができます。

② 負担の公平性の確保

ごみ排出者が、ごみ排出量に応じてごみ処理費用を負担することで、ごみを減ら せば負担が軽減されることが実感されます。多くごみを出す人の負担は大きく、減 量に努力した人の負担は小さくなり、負担の公平性を確保することができます。

③ ごみ処理費用の削減

ごみ排出量が減少することで、ごみ処理費用が削減でき、他の市民サービスの拡充にもつながります。

また、本市は岐阜市、岐南町及び笠松町とともに構成する岐阜羽島衛生施設組合に加入しています。組合が新たに建設する次期ごみ処理施設の建設費及び運営費は、構成市町ごとのごみ排出量に応じて負担することになっており、本市の負担金を削減することができます。

(3) 国の動向

国は、平成17年5月に改正した「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する 施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、市町村の役 割として一般廃棄物処理の有料化を推進することを明確化しています。

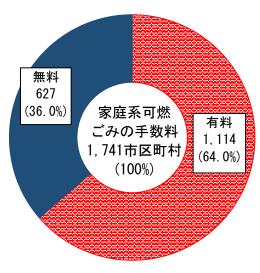
また、平成19年6月には、市町村が有料化の導入または見直しを実施する際に参考となる手引きとして、「一般廃棄物処理有料化の手引き」を作成しています。

(4) 有料化の実施状況

家庭系燃やせるごみの有料化は、全国では、1,741市区町村のうち1,114市区町村の自治体が実施しています。

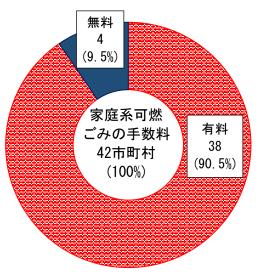
また、岐阜県内では、42市町村のうち岐阜市、羽島市、岐南町及び笠松町を除く38市町村が実施しています。

令和2年度 実施状況(全国)



出典:山谷修作(元東洋大学経済学部教授) ホームページ「全国市区町村の家庭ごみ有料 化実施状況(令和2年4月時点)」

令和2年度 実施状況(岐阜県)



羽島市環境部生活環境課調べ

3. 家庭系ごみ有料化制度の内容

(1) 有料化の対象

有料化の対象は、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「その他プラスチック(袋に入らないもの)」、「木製品・布団類」とします。

※有料化の対象外とするもの

- ・紙類 ・ビン ・カン ・ペットボトル ・容器包装プラスチック
- ・その他プラスチック(袋に入るもの)・有害物 ・緑ごみ

(2) 有料化後の変更点

① ごみの分別区分・排出場所等

有料化に伴い、ごみの分別区分・排出場所等を次のとおり変更します。

	有料化前	有料化後			
分別区分	排出場所等	分別区分		排出場所等	
燃やせる ごみ	集積所に排出、または民間積 替施設(江吉良町)に直接搬 入 ※ 30cm四方以内	可燃ごみ		[変更なし] 集積所に排出、または 民間積替施設(江吉良 町)に直接搬入 ※30cm四方以内	
燃やせない ごみ	集積所に排出、または民間処理施設(舟橋町)に直接搬入 ※ 1 m四方以内に解体	不燃ごみ 粗大ごみ	袋に入る もの 袋に入ら ないもの	集積所に排出、または ストックヤードに直 接搬入 民間処理施設(舟橋 町)に直接搬入	
その他 プラスチック	集積所に排出、またはストックヤードに直接搬入 1 m四方以内に解体	その他 プラスチック 粗大ごみ	袋に入る もの 袋に入ら ないもの	[変更なし] 集積所に排出、または ストックヤードに直 接搬入 ※無料 民間処理施設(舟橋 町)に直接搬入	
木製品 • 布団類	集積所に排出、または民間処理施設(舟橋町)に直接搬入 ※ 1 m四方以内に解体また は切断	粗大ごみ		民間処理施設(舟橋 町)に直接搬入	

※ 有料化後は、1 m四方を超えるものも「粗大ごみ」として排出できるようになります (解体または切断する必要はありません。)。

② 直接搬入場所・搬入日時等

(ア)可燃ごみ

搬入場所	民間積替施設 (江吉良町)		
搬入日	月曜日~土曜日		
加入口	(祝日、振替休日、年末年始等は搬入不可)		
搬入時間	平 日 午前9時~正午、午後1時~午後3時30分		
加又八中十月	土曜日 午前9時~午前11時		

[※]事前に市へ申請し、市の承認が必要となります。

(イ) 不燃ごみ

搬入場所	羽島市資源物ストックヤード (堀津町)		
搬入日	水曜日~日曜日(12月31日~1月5日は搬入不可)		
搬入時間	午前9時~正午、午後1時~午後4時		

(ウ)粗大ごみ

搬入場所	民間処理施設 (舟橋町)	
搬入日	月曜日~土曜日(年末年始等は搬入不可)	
搬入時間	午前9時~正午、午後1時~午後3時30分	

[※]事前に市へ申し込みが必要となります。

(3) 手数料負担の仕組み

① 手数料の賦課方式

手数料の賦課方式は、「排出量単純比例型」とします。

ごみ排出量に応じて手数料が増加する「排出量単純比例型」とします。この方式 は市民にとって分かりやすく、ごみ減量の効果が期待でき、全国の約9割の自治体 で採用されています。

② 手数料の納入方法

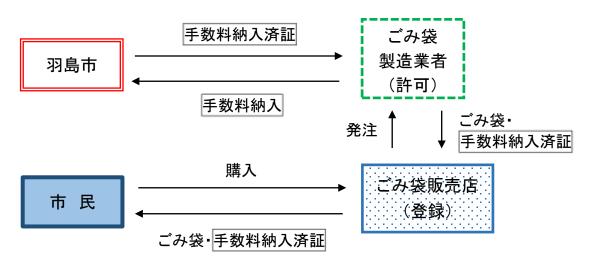
(ア) 可燃ごみ・不燃ごみ手数料の納入方法

可燃ごみ・不燃ごみ手数料は、指定ごみ袋の購入により、ごみ袋の価格に上乗せした手数料を納入する方法とします。

ごみ袋の価格 + 手数料 ⇒ ごみ袋の購入価格

(※販売店によりごみ袋の価格は異なりますので、ごみ袋の購入価格は同一金額 ではありません。)

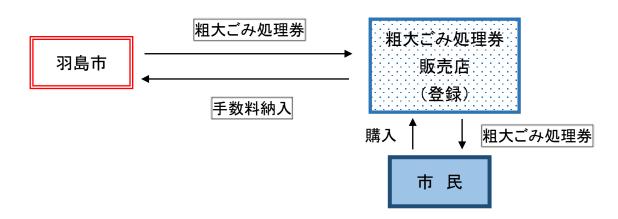
可燃ごみ・不燃ごみは、市に登録したごみ袋販売店で市民がごみ袋を購入する際に、ごみ袋の価格に手数料を合わせて納めることとします。手数料については、市の製造許可を受けたごみ袋製造業者から市に納入することとなります。



(イ) 粗大ごみ手数料の納入方法

粗大ごみ手数料は、粗大ごみに貼付する粗大ごみ処理券(シール)の購入により手数料を納入する方法とします。

粗大ごみは、ごみの品目に応じた粗大ごみ処理券(シール)を購入することにより、粗大ごみ処理券販売店から市に納入することとします。



(4) 新しい指定ごみ袋

有料化の実施に伴い、現在の指定ごみ袋は廃止し、新しい指定ごみ袋となります。新しい指定ごみ袋は、1人世帯などのごみ排出量が少ない世帯を考慮して、小サイズ(可燃ごみ150相当、不燃ごみ200相当)を設けます。

また、ごみ袋の形状は、結びやすく運びやすい取手付き型とします。

新しい指定ごみ袋の規格

種類	袋の大きさ	色	材質	形状
可燃ごみ	大 (450相当) 中 (300相当) 小 (150相当)	半透明	高密度 ポリエチレン	取手付き型
不燃ごみ	大 (450相当) 小 (200相当)	透明	低密度 ポリエチレン	取手付き型

[※]ビン・カン・ペットボトル用の指定ごみ袋は変更ありません。

(5) 手数料の設定

手数料は、市民に過度な負担とならず、ごみ減量の動機付けとなる料金設定を考慮するとともに、近年有料化を実施した自治体及び近隣自治体の手数料額を参考にし、次のとおり設定しました。

① 可燃ごみ

可燃ごみの手数料額は、袋の大きさに合わせて1リットルあたり0.8円と設定します。この場合、ごみ処理費用(収集費を除く)の約15%を負担していただくことになります。

可燃ごみの手数料額

袋の大きさ	大(45ℓ相当)	中(30ℓ相当)	小(150相当)
1枚あたりの手数料	36円	2 4 円	12円
手数料金額 (10枚/1セット)	360円	240円	120円

[※] 上記手数料金額にごみ袋の価格が加算されます。

可燃ごみ袋の販売価格(見込)

袋の大きさ	大(45ℓ相当)	中(30ℓ相当)	小(150相当)
1 枚あたりの 販売価格 (見込)	5 5 円	3 7 円	18円

[※] 販売価格は、手数料にごみ袋の価格を含んだ金額となります。

② 不燃ごみ

不燃ごみの手数料額は、袋の大きさに合わせて1リットルあたり4円と設定します。この場合、ごみ処理費用(収集費を除く)の約25%を負担していただくことになります。

不燃ごみの手数料額

袋の大きさ	大(45ℓ相当)	小(20ℓ相当)
1枚あたりの手数料	180円	80円
手数料金額 (5枚/1セット)	900円	400円

[※] 上記手数料金額にごみ袋の価格が加算されます。

不燃ごみ袋の販売価格(見込)

袋の大きさ	大(45ℓ相当)	小(20ℓ相当)
1 枚あたりの 販売価格(見込)	200円	90円

[※] 販売価格は、手数料にごみ袋の価格を含んだ金額となります。

③ 粗大ごみ

粗大ごみの手数料額は、ごみの品目ごとに、「200円」、「400円」、「800円」とします(今後、ごみの品目ごとの料金一覧表を作成する予定です。)。

[参考:県内自治体手数料の状況]

① 可燃ごみ袋(大・450)で換算した手数料(ごみ袋の価格を含む。)

山県市:50円、本巣市:50円、瑞穂市:75円、

土岐市: 45円、中津川市: 55円

② 不燃ごみ袋(大・45ℓ)の手数料(ごみ袋の価格を含む。)

岐阜市:210円、山県市:200円、瑞穂市:200円、本巣市:400円

③ 粗大ごみの手数料

岐阜市:100~840円/点、山県市:100~800円/点、 瑞穂市:100~800円/点、本巣市:400・800円/点

(6) 可燃ごみ手数料負担額の試算

1世帯1ケ月あたりの可燃ごみ手数料負担額の試算は下表のとおりです。

可燃ごみ1ケ月あたりの手数料負担額

(例:毎週、ごみ袋を2袋出し、1ケ月で8袋出す世帯)

	ごみ袋(大)を 使用する世帯	ごみ袋(中)を 使用する世帯
有料化前の負担額	ごみ袋の価格のみ	ごみ袋の価格のみ(※)
有料化後の負担額	手数料 288円 +ごみ袋の価格	手数料 192円 +ごみ袋の価格(※)
有料化後の負担増	288円	192円

(※) 有料化前は350相当、有料化後は300相当

(7) 粗大ごみの戸別収集

- ① 本市では、粗大ごみの戸別収集は行いません。戸別収集を希望する方は、これまでどおり一般廃棄物収集運搬許可業者に、個人で依頼していただくことになります(自己負担)。
- ② 高齢者のみの世帯については、自己負担額の一部を補助する制度を創設します (詳細は13ページに記載)。

(8) 現在の指定ごみ袋の取り扱い

有料化後、現在の指定燃やせるごみ袋は使用できません。また、有料化後の買い取りや新たな指定ごみ袋との交換は行いません。

有料化後に各家庭に残った現在の指定燃やせるごみ袋は、有料化開始後の一定期間に限り、袋の大きさに応じた手数料納入済シールを購入し、袋に貼り指定ごみ袋(可燃ごみ)として使用することや、ペットボトル用の袋として使用することを検討します。

(9) 手数料の負担軽減措置

① ごみの減量が困難な紙おむつ使用者等については、次のとおり一定量の指定ごみ袋(可燃ごみ)を無償配付します。

区分	年間配付枚数
2歳未満の乳幼児がいる世帯 (1歳になる年度まで)	ごみ袋(中) 50枚
紙おむつを使用している在宅の高齢者	ごみ袋(中) 最大60枚
紙おむつ等を使用している在宅の障がい者	ごみ袋(中) 最大60枚

② 道路や公園、その他公共の場所を無償で清掃する地域清掃(ボランティア清掃) 実施団体には、申請により地域清掃ごみを無料回収します。

※ 地域のイベント (会合や祭事等) や集会所、神社等から出るごみは対象外

(10) 手数料収入の使途

手数料収入は、ごみ処理費用に充てるほか、次の清掃関連事業に充てることとします。

① 集積所維持管理への支援

集積所の環境美化を推進するため、鳥獣用対策としてごみネットを購入する自治会等に対し、購入費の1/2 (上限額あり)を補助します。

② ごみと資源に関するアプリケーションの導入

ごみと資源の分別、排出方法等の検索機能や収集日等を通知する情報発信機能を 備えたスマートフォン用アプリを導入します。

③ 手数料の負担軽減措置(再掲)

ごみの減量が困難な紙おむつ使用者等に対して、指定ごみ袋を無償配付します。

④ 高齢者の粗大ごみ出し支援

高齢者の粗大ごみ出し支援として、75歳以上の高齢者のみの世帯に対し、戸別収集に係る自己負担額(運搬費相当額)の1/2(上限額あり)を補助します。

4. 円滑な実施に向けた取り組み

(1) 市民への周知・啓発

家庭系ごみ有料化の導入を円滑に実施するためには、有料化の目的や実施内容等に対する市民の十分な理解と協力が必要です。本市では、今後、市民への丁寧な周知・啓発を行っていきます。

① パブリックコメント・住民説明会等の実施

(ア) パブリックコメントの実施

家庭系ごみ有料化実施計画の策定に向けて、市民の意見や要望を計画に盛り込む ため、令和2年9月にパブリックコメントを実施します。

(イ) 住民説明会の開催

有料化に関する住民説明会を町単位で開催します。さらに、希望する自治会には 個別で説明会を行います。説明会では制度内容、ごみの減量化の具体的方法、関連 施策等を説明していきます。

(ウ) 出前講座

各種団体についても、出前講座により適宜、説明する機会を設けます。

② 各種周知

(ア) 広報紙や市ホームページ等による情報提供

「広報はしま」での周知のほか、市ホームページやSNSを活用した情報提供を行います。

(イ)制度内容やごみの出し方等の情報を記載したチラシの作成・配布 制度の内容やごみの出し方等について分かりやすく記載したチラシを作成・配布 します。

また、ごみ出しハンドブックを改訂し、配布します。

(2) 不法投棄・不適正排出対策

家庭系ごみ有料化の導入により、不法投棄の増加や指定ごみ袋以外の不適正排出 ごみを心配する意見が市に寄せられています。本市では引き続き次の対策を講じて いきます。

(ア) 不法投棄対策

警告看板や監視カメラの設置により監視体制の強化を図り、不法投棄が発生しないような対策を講ずるとともに、警察等の関係機関との連携を図ります。

(イ) 不適正排出対策

ごみ出しルールの周知徹底や、ルール違反のごみの排出に対して、行為者の調査・指導をします。

(3) 有料化に併せて実施する施策

① 1 m四方を超えるごみの回収(再掲)

現在、その他プラスチック、燃やせないごみ及び布団類・木製品は1m四方以内に解体または切断して排出していただいていますが、有料化後は、1m四方を超えるごみも「粗大ごみ」として民間処理施設(舟橋町)に直接搬入することを可能とします。

② 集積所維持管理への支援(再掲)

- ③ ごみと資源に関するアプリケーションの導入(再掲)
- ④ 高齢者の粗大ごみ出し支援(再掲)

⑤ 緑ごみ受入体制の拡充

緑ごみの資源化推進及び市民の利便性向上を図るため、次のとおり受入体制を拡充します。

施設名	現在の受入		有料化実施後の受入
羽島市資源物	毎週土曜日		
ストックヤード	(第5土曜日を除く)	\Rightarrow	変更なし
(堀津町)	午前8時30分~午前10時		
羽島市最終処分場 (足近町)	毎週土曜日		
	(第5土曜日を除く)	\Rightarrow	変更なし
	午前8時30分~午前10時		
羽島市役所	毎週土曜日		
	(第5土曜日を除く)	\Rightarrow	受入れ中止
	午前8時30分~午前10時		
民間積替施設 (江吉良町)			月曜日~金曜日(祝日含む)
	受入れなし	\Rightarrow	午後1時~午後3時30分
			(事前予約制)

⑥ 処理困難物の回収

現在、処理困難物として収集していない「コンクリートブロック・レンガ等」を「粗大ごみ」として有料で回収します。

⑦ 羽島市資源物ストックヤードの開館日の増加

市民の利便性を考慮して、受け入れできる開館日を増やして対応します。

⑧ 資源ごみ回収品目の拡充

資源化の推進を図るため、新たに資源回収品目を検討します。

(4) 評価と見直し

効果ある有料化の実施を図るために、制度の実施状況及びその効果について毎年 度点検を行います。毎年度の点検結果を踏まえた制度の評価及び見直しを、羽島市 一般廃棄物処理基本計画の見直しと併せて、概ね5年に一度の頻度で行います。

5. これまでの経緯と今後の実施スケジュール

(1) これまでの経緯

時 期	内 容
平成 28 年 3 月	羽島市一般廃棄物処理基本計画の中で、「家庭系燃やせるご
	みの有料化の検討」に取り組むことを明示
平成 29 年 7 月	タウンミーティングにおいて、県内の家庭系ごみ有料化実施
	状況について説明し、意見交換
平成 31 年 3 月	公共料金等あり方検討会議において、家庭系ごみ有料化制度
	の概要を説明し、意見交換
令和元年5月	タウンミーティングにおいて、家庭系ごみ有料化制度の概要
	を説明し、今後、有料化の効果・課題・実施方法等を検討して
	いくことを報告し、意見交換
令和2年2月	羽島市環境審議会において、家庭系ごみ有料化について説明
	し、意見聴取

(2) 今後の実施スケジュール

家庭系ごみ有料化の実施時期は、令和3年10月を予定しています。

家庭系ごみ有料化の実施に当たっては、制度の準備期間や周知期間を設ける必要があることから、令和3年10月からの実施を予定しています。

家庭系ごみ有料化実施スケジュール(予定)

